

「2025人権フェスタinたけお・男女共同参画啓発イベント」開催！

日時／12月14日（日）14:00～16:30（13:30開場）

場所／北方公民館 文化ホール・エントランス

■文化ホール

小中学生「人権標語」表彰式、男女共同参画啓発イベント（デートDVについて）、高校生が伝えるヤングケアラーの話、講演会

講演会講師／桑原 宏樹さん（元佐賀県警 少年サポートセンター長）

演題／「聴いてよ、こどもの声を」

入場料／無料 手話通訳／あり 託児／あり（申込締切 12月5日（金））

特典／イベント参加後のアンケート回答で、先着300名様に

「たけおPay300ポイント」プレゼント！

■エントランス

人権啓発パネル展、男女共同参画啓発パネル展

詳しくは 生涯学習課 ☎0954-23-5168 / 総務課 ☎0954-23-9315

男女参画・市民協働課 ☎0954-23-9141



12月4日（木）～10日（水）は人権週間です

「誰か」のこと じゃない。一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さについて考えるきっかけにしてみましょ。また、下記のとおり特設人権相談を実施します。お気軽にご相談ください。

日時／12月10日（水）9:00～12:00

場所／市役所4階会議室

詳しくは 総務課 ☎0954-23-9315

12月10日（水）～16日（火）は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょ」

国民の間に広く拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日～16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが法律において定められています。

拉致問題に関心を持つことが、この問題の解決のための大切な一歩となります。

詳しくは 総務課 ☎0954-23-9315



▲「北朝鮮による日本人拉致問題」
政府 拉致問題対策本部

令和8年度 償却資産の申告のご準備を

対象者／会社、商店、農業、不動産等の事業を営む法人及び個人事業主

対象資産／事業用に使用している構築物、機械、器具及び備品等で令和8年1月1日現在、所有している資産

申告先／税務課 申告期限／令和8年2月2日（月）まで

※申告書を12月上旬に発送しますので、必ず申告をお願いします。なお、新たに事業を始められた方で、申告書が届かない場合は税務課までご連絡ください。

※「前年中に資産の増減がない場合」や「該当資産がない場合」も、その旨を記載し申告してください。

詳しくは 税務課 ☎0954-23-9220

空き家の除却費用を補助します

将来的に周辺の防災、衛生、景観等の居住環境に影響を及ぼすおそれのある危険な空き家について、所有者等による適正な管理を推進し、良好な居住環境の確保に資するため、一定の条件において除却工事費用の一部を補助します。

補助対象空き家・対象者／右記二次元コード読み取りにてご確認ください

補助金額／解体、運搬及び処分にかかる工事費用（上限30万円）

※樹木伐採、家財撤去、補助対象空き家と離れている車庫や倉庫などは対象外

申請期限／令和8年1月30日（金）

※申請書類が全て揃った時点での受付とし、予算額に達し次第受付を終了します。

※交付決定前に除却事業に着手した場合、補助を受けることができません。

※令和8年2月27日までに完了する工事が対象です。

詳しくは 建築住宅課 ☎0954-23-9221



▲たけおポータル

令和8年 武雄市二十歳のつどいの開催について

対象者／平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの方

※当日は案内状（入場券）を必ずご持参ください

＜送付対象者＞小学校卒業時に武雄市内にお住まいであった方 ＜発送日＞11月10日（月）

日時／令和8年1月3日（土）13:00～（受付11:45～12:45／写真撮影14:10～）

場所／ケーブルワン・スポーツパーク

ご家族の方へ／事前予約等なく2階で自由に観覧可能です

駐車場について／会場周辺は大変混み合うことが予測されますので、下記の臨時駐車場もご利用ください

①白岩運動公園駐車場 ②武雄青陵中学校 ③武雄総合庁舎

※ケーブルワン・スポーツパークの駐車場内は一方通行となっており、出口は左折のみです。

※乗降場所を2か所設けています。駐車場が満車の場合も乗降のみは可能ですが、乗降後は速やかにご退出をお願いします。



その他／下記に該当し、武雄市二十歳のつどいに参加を希望される方は、案内状（入場券）を発送いたしますので、生涯学習課までご連絡をお願いします

・武雄市内に一度も住んだことがない方

・小学校卒業前に転出された方

・その他、転出等により案内状（入場券）が届いていない方

詳しくは 生涯学習課 ☎0954-23-5168

国民健康保険税 納付額証明書『国保用納付額証明書』を交付します

令和7年1月1日～12月31日までに国民健康保険税を普通徴収（納付書払い・口座振替）で納付された世帯へ、確定申告などの社会保険料控除に使用する『国保用納付額証明書』を令和8年1月下旬に送付します。

事前に納付額証明書が必要な方は、申請により取得が可能です。

申請窓口／市民課 手数料／無料

必要書類／申請者の身分証明書（運転免許証等）※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です

受付時間／平日8:30～17:15（※土日祝日及び12月29日（月）～1月3日（土）は除く）

ご注意／年金天引き（特別徴収）されている国民健康保険税については、その年金を受給している本人の社会保険料控除になります。また、その納付済額については年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票でご確認ください。

詳しくは 税務課 0954-23-9220

家屋を解体された場合について

令和7年中に家屋の全部または一部を解体された方は、税務課までご連絡をお願いします。

（法務局で家屋の滅失登記がお済みの方は連絡不要です。）

詳しくは 税務課 0954-23-9220